

知的障害者の逸失利益算定方法

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成 31 年 3 月 22 日
【事 件 番 号】 平成 29 年（ワ）第 4826 号
【事 件 名】 損害賠償等請求事件
【裁 判 結 果】 認容（確定）
【参 照 法 令】 民法 715 条
【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25506542

事実の概要

原告XらはAの両親であり、Aは知的障害（愛の手帳）判定基準で1度（最重度）と認定された自閉症スペクトラム障害を有する知的障害者であって、被告Yの運営する福祉型障害児入所施設（以下、「本件施設」）に入所し、特別支援学校に通学していた。ところが、Aは、平成27年9月4日、本件施設の他の利用児童が帰園した際、玄関扉の電子錠が解錠されたままの状態になったことから、同玄関より本件施設を出て行方不明となった。Aは、同年11月1日、施設からバスと電車、ケーブルカーを乗り継いだ先の山中で遺体となって発見された（享年15歳）。なお、本件施設においては、過去1年間で2回、利用児童が本件施設から無断外出する事件が発生していた。

Xらは、Aが本件施設を出て行方不明となり死亡するに至ったのは、Yの本件施設の利用契約上の債務不履行又はY自身若しくはYの職員の過失によるものであると主張して、Yに対し、債務不履行又は不法行為を理由とする損害賠償請求権に基づき、包括的慰謝料を請求した。

なお、本件において、Yは、Aが本件施設を出て行方不明となり死亡するに至った原因が、Yの担当職員の事業の執行についての過失にあること、Yが少なくとも使用者責任（民法715条1項）を負うことについて争っておらず、損害論、とりわけ知的障害者であるAの逸失利益の有無及び額が争点となっている。

判決の要旨

障害者雇用促進法が「知的障害者を含む障害者の一般企業への就労を積極的に推進していく大きな要因となること」、実際に「知的障害者雇用に関連する社会の情勢も漸進的にはあるが改善されていく兆しがうかがわれる」ことに照らせば、「我が国における障害者雇用施策は正に大きな転換期を迎えようとしているのであって、知的障害者の一般就労がいまだ十分でない現状にあるとしても、かかる現状のみに捕らわれて、知的障害者の一般企業における就労の蓋然性を直ちに否定することは相当ではなく、あくまでも個々の知的障害者の有する稼働能力（潜在的な稼働能力を含む。）の有無、程度を具体的に検討した上で、その一般就労の蓋然性の有無、程度を判断するのが相当」である。

本件について見ると、Aは、知的障害（愛の手帳）判定基準上、1度（最重度）の認定を受けていたが、これが、Aの実際の知的障害の程度を正しく判定したものであったかは疑問であり、Aの発達の記録等の事情を総合すれば、少なくとも平成27年当時におけるAの実際の知的能力の程度は、せいぜい2度（重度）にとどまっていた。

「特定の物事に極端にこだわるという自閉症の一般的な特性のほか、（中略）とりわけ、本件施設を出たAの実際の行動が、本件施設の担当職員のみならず、Aの両親であるXらの想定を超えるものであったことに照らせば、Aには特定の分野、範囲に限っては高い集中力をもって障害者でない

者と同等の、場合によっては障害者でない者よりも優れた稼働能力を発揮する蓋然性があったことがうかがわれる。「もとより、重度の知的障害者が有すると思われる潜在的な稼働能力の認識、発見は必ずしも容易ではなく、Aが具体的にいかなる分野、範囲について、その有する能力を有効に発揮することができたかを的確に認めるに足りる証拠はなく、仮にAの有するであろう潜在的な稼働能力を有効に発揮し得る分野、範囲を早期に認識、発見することができたとしても、これに適合する労働環境の整備が一朝一夕に実現されるわけではない（中略）ものの、Aの就労可能期間（49年間）が極めて長期に及ぶことに鑑みると、Aの特性に配慮した職業リハビリテーションの措置等を講ずることにより、上記就労可能期間のいずれかの時点では、その有する潜在的な稼働能力が顕在化し、障害者でない者と同等の、場合によっては障害者でない者よりも優れた稼働能力を発揮した蓋然性は高い」。

以上の事情を総合考慮すれば、「自閉症で重度の知的障害者であるAにおいても、（その具体的な金額は別としても）一般就労を前提とした平均賃金を得る蓋然性それ自体はあったものとして、その逸失利益算定の基礎となる収入としては、福祉的就労を前提とした賃金や最低賃金によるのではなく、一般就労を前提とする平均賃金によるのが相当」である。

もっとも、被害者が就労可能年当初から、平均賃金額を得られる高度の蓋然性があると見ることは「障害者と障害者でない者との間に現に存する就労格差や賃金格差を余りにも無視するもの」であり、また、「Aが就労可能期間のいずれかの時点でその有する潜在的な稼働能力を顕在化させ、障害者でない者と同等の、場合によっては障害者でない者よりも優れた稼働能力を発揮した蓋然性は高いとしても、それがAの就労可能期間のいかなる時点（始期に近い時点であるか、終期に近い時点であるか）を的確に認めるに足りる証拠もない」。

以上の事情を総合考慮すれば、「Aにはその就労可能期間を通じて平均すれば」「男女計、学歴計、19歳までの平均賃金」の年収を得られたものと「控え目に認定するのが相当」である。この基礎収入額の認定は、「Aが将来、障害基礎年金

や心身障害者福祉手当を受給し得るか否かによって左右されるものではない」。生活費控除率は、「Aが重度の知的障害者であることを重視すれば、通常よりも高く設定することが考えられる」が、「基礎収入として控え目な平均賃金を採用したこととの均衡上」40%と認定。結論として、A及びXらの総損害額として、慰謝料2,500万円を含む5,200万円余を認定した（請求認容）。

判例の解説

一 問題の所在

現行実務は、年少者の逸失利益につき、賃金センサス第1巻第1表の学歴計の平均賃金による算定を原則とする¹⁾。しかし、被害者が知的障害者であった場合、従来実務は、これと異なる対応を当然のこととしてきた²⁾。

例えば、本件Aのような重度知的障害者について、逸失利益を肯定した裁判例は、青森地判平21・12・25（判時2074号113頁。16歳の自閉症スペクトラム障害等を有する重度知的障害者が入所施設内で溺死した事案で、被害者に一定程度の就労可能性を認め、最低賃金により逸失利益を算定）の一例にとどまり、和解事案について報道があるとはいえ³⁾、実務上、本件YがAに提示したような逸失利益が存しないことを前提とした示談は、決して珍しいものではなかった⁴⁾。軽度障害者を含めても、裁判例において、未就労者につき、一般就労を前提に賃金センサスの平均賃金を参照して逸失利益が算定されたのは、さいたま地判平27・12・11（判例集未登載、LEX/DB25541940）の一例にとどまる（3歳10ヶ月のダウン症児が認可外保育園で溺死した事案で、女子労働者の高卒平均年収の70%相当額を基礎収入とした逸失利益を算定）。

こうした中、本判決は、知的障害者の逸失利益算定に係る原則を示し、重度知的障害者であるAの潜在的稼働能力を認定して、一般就労を前提とする逸失利益を肯定した（男女計学歴計の19歳までの平均賃金を基礎収入とした算定）。以下、本判決の論理を検証しよう。

二 障害者雇用の現実

そもそも、従来実務は、何を根拠に重度知的障害者の逸失利益を否定してきたのであろうか。重

度知的障害者には稼働能力が存しないのか。確かに、合理的配慮を前提としても、重度知的障害者が、仕事上、大きなハンデを抱えていることは否定できない。障害は人それぞれで、就労困難な障害者が存するのも事実である。しかし、現実には、一般就労ないし福祉就労を実現し、労働の対価を得て生活している重度知的障害者は少なくない⁵⁾。特に、可塑性に富む年少者について、稼働能力が全否定されるのは、本来、極めて例外的な場面に限られるはずである。

東京高判平6・11・29（判時1516号78頁）は、軽度の知的障害を有する16歳の自閉症スペクトラム障害児が学校の水泳授業中に溺死した事案で、最低賃金を基礎収入とした逸失利益を認めたが、同判決によれば、被害者は「調理師試験に合格して調理師になれるか、そうでなくとも右希望する業種に関連する仕事に就職して稼働できる蓋然性が高」かった。なぜ、専門資格を取得して一般就労する高度の蓋然性を有する被害者に、一般就労を前提とした逸失利益が認められないのか。知的障害者というだけで、当然のように「控えめな」算定を行う東京高裁の判断は、知的障害者の逸失利益算定に係る従来実務が、被害者本人の稼働能力のみを理由に行われてきたわけでないことを物語る。原審横浜地判平4・3・5（判タ789号213頁）は、被害者の在籍する養護学校高等部の卒業生の進路状況や自閉症スペクトラム障害者の就職状況を踏まえ、被害者の卒業後の進路として地域作業所に進む蓋然性が最も高いと認定し、作業所入所者の年間平均工賃（7万円強）に基づき逸失利益を算定する。東京高裁の「控えめな」算定の背景には、こうした障害者雇用の現実があったと考えられるのである⁶⁾。

しかし、この点、本判決は、障害者雇用促進法が「知的障害者を含む障害者の一般企業への就労を積極的に推進していく大きな要因となること」、実際に「知的障害者雇用に関連する社会の情勢も漸進的にはあるが改善されていく兆しがうかがわれる」ことを指摘し、「我が国における障害者雇用施策は正に大きな転換期を迎えようとしている」として、「知的障害者の一般就労がまだまだ十分でない現状にある」としても、かかる現状のみに捕らわれて、知的障害者の一般就労の蓋然性を直ちに否定することは相当ではないとの判断を示

す。知的障害者は、現状、働く上で大きなハンデを抱えているが、このハンデには、雇用者の合理的配慮があれば克服できるものも含まれている。障害者差別禁止法は、こうした社会的障壁の除去を行政機関等及び事業者に義務づけているのであって（同法7条、8条）、国家機関たる裁判所が、こうした合理的配慮の提供されない未来を前提とすることは許されない。本判決は、障害者の将来得べかりし利益を算定するにあたっては、合理的配慮の下、障害があっても各人の稼働能力に応じた就労が可能な社会が前提されるべきことを論じるものと理解できよう。

三 可能性と蓋然性

本判決は、以上の前提に立ち、知的障害者の逸失利益算定につき、「個々の知的障害者の有する稼働能力（潜在的稼働能力を含む。）の有無、程度を具体的に検討した上で、その一般就労の蓋然性の有無、程度を判断」すべきとの原則を示す。特別支援教育において着実な発達を見せてきたとはいえ、15歳のAは、なお具体的な稼働能力を示すには至っていないのであるが、本判決は、特定の物事に極端にこだわるという自閉症スペクトラム障害の一般的な特性に加え、死亡に至る原因ともなったAの行動力を特記して、Aには「特定分野、範囲に限っては高い集中力をもって障害者でない者と同等の、場合によっては障害者でない者よりも優れた稼働能力を発揮する蓋然性があった」ことを認定するのである。

こうした潜在的稼働能力の認定に対しては、逸失利益において考慮すべきは「単なる可能性ではなく、蓋然性」であるとの批判も当然に考えられる（東京高判平13・10・16判時1772号57頁）。しかし、被害者は、不法行為によって得べかりし利益を現実に証明する機会を奪われたのであり、得べかりし利益の蓋然性を証明できない原因は加害者にある。加害者によってもたらされた不利益を被害者に負担させることは、訴訟当事者間の信義に反するといわざるを得ないのではあるまいか。特に、可塑性に富む年少者について、可能性の膨らみをもって広がっていたはずの未来を推し量るにあたっては、可能性により蓋然性を判断せざるを得ないのであって、同様の判断は、全労働者平均賃金をもって女子年少者の逸失利益を算定する

現行実務にも見出すことができるのである⁷⁾。

なお、本判決は、Aの潜在的稼働能力を認定する一方、就労可能年当初からその能力を発揮する蓋然性については、これを否定する。大きな成長を見せていたとはいえ、就労可能年まで3年程度しかない状況では、発達状況に鑑み、これはやむを得ない判断であった。ただし、この判断が、状況の異なる事案、例えば前掲さいたま地裁判決のように、被害者が不法行為時にまだ幼く、障害も軽いケースに妥当するものでないことには注意が必要である。

四 障害基礎年金や心身障害者福祉手当の逸失利益性

本判決について、一点、問題となるのは、基礎収入額が「Aが将来、障害基礎年金や心身障害者福祉手当を受給し得るか否かによって左右され」ないとしたことである。これが、19歳までの平均賃金によって、得べかりし利益の評価は尽くされているとの趣旨（障害基礎年金等の受給額を含め、得べかりし利益が19歳までの平均賃金程度にとどまるとの趣旨）であるか、今後、障害基礎年金等を必要としないほどに発達を遂げる蓋然性があるとの趣旨であるかは明らかでないが、いずれにせよ、何らかの根拠が明示されるべきであった。

たとえ合理的配慮の下に就労できたとしても、重度の障害者である被害者が、障害に由来する生きづらさを抱えている事実には変わりはない。障害基礎年金は、日常生活に援助が必要であることを受給の最低条件とするが、こうした事態は、一般就労する障害者にも十分に考えられる。所得制限を超える基礎収入が認定されたのであればいざ知らず、そうでない以上、原則として、障害基礎年金等の受給を前提とした逸失利益の算定は、蓋然性のある額を算定する上で否定すべきでないものと考えられよう⁸⁾。

●—注

- 1) 日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準（2019年版）』108頁等参照。
- 2) 本判決を含む障害者の逸失利益算定方法に係る総合判例研究として、城内「障害者の逸失利益算定方法に係る一考察」末川民事法研究5号掲載予定（原稿受理）参照。
- 3) 和解においては、札幌地裁が平成21年12月4日、17歳の重度知的障害者につき最低賃金と障害基礎年金を基

礎収入として逸失利益を算定した事案、名古屋地裁が平成24年3月30日、15歳の重度障害者につき障害年金受給額を基礎収入として逸失利益を算定した事案、大阪地裁が平成29年3月22日、6歳の重度知的障害者につき、被害者の将来的な発達の不確実性も考慮し、全労働者の平均賃金の8割に相当する額を基礎に逸失利益を算定した事案が報じられている（藤本文朗ほか編『晃平くん「いのちの差別」裁判』（風媒社、2016年）（以下「晃平くん裁判」）92頁、毎日新聞2017年3月22日大阪夕刊「逸失利益、平均賃金で 事故死遺族に賠償 大阪地裁和解」参照）。

- 4) 晃平くん事件でも、保険会社担当者は「生きていても社会に利益がない」として、逸失利益を否定したという（「晃平くん裁判」177頁）。前掲注3)の大阪地裁の和解事案でも、施設側は当初、逸失利益を0円と算定していた。
- 5) 平成25年度障害者雇用実態調査によれば、一般就労する知的障害者の21.7%が重度障害者である。
- 6) 前掲さいたま地裁判27・12・11も、知的障害者の多くが福祉就労を選択していること、一般就労の場合でも、障害者でない者よりも相当程度低い収入を得るに留まっていることを認定し、こうした現実には動かしがたいとして、早期療育プログラムの受講により社会性については高い達成度を得ていた年少の被害者につき、平均賃金を得る蓋然性を否定している。
- 7) 例えば、東京高判平13・8・20判時1757号38頁は、「年少者の一人一人について就労可能性が男女を問わず等しく与えられている」ことを指摘し、女子年少者の逸失利益が全労働者平均賃金により算定されるべきことを論じる。
- 8) 最判平11・10・22民集53巻7号1211頁は、障害基礎年金につき、「保険料が拠出されたことに基づく給付としての性格を有している」として逸失利益性を肯定する。では、無拠出での給付となる20歳前の発病事案で障害基礎年金に逸失利益性は認められるのであろうか。
詳述する紙幅はないが、基礎年金は拠出の有無にかかわらず一定部分を国庫負担していること、国民年金の第三号被保険者の老齢基礎年金は、厚生年金保険の被保険者全体の拠出により賄われているが、これを理由に第三号被保険者について老齢基礎年金の逸失利益性を否定する議論は存しないこと等に鑑みれば、給付と保険料の牽連性は過度に強調されるべきではない。被害者に生じた実損害を測る上で、障害基礎年金のように、法令で定められた一定額が生涯にわたり継続的に支給される蓋然性が高い給付については、これを逸失利益として算定することが適切であると考えられる。

摂南大学准教授 城内 明